

山陽小野田市

出産・子育て応援事業

令和7年4月から
新制度に
なりました



山陽小野田市では、妊娠や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、

保健師が、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ

妊娠等包括相談支援事業と、子育て世帯等に対して、出産・育児の経済的な負担軽減を図る**妊婦のための支援給付事業**を一体的に実施します。

妊婦等包括相談支援

妊娠届出時

妊娠届出時、保健師と面談をします。
子育てガイドを一緒に確認しながら、出産までの見通しを立てていきましょう。



出産後の生活
が不安…

妊娠7～9か月頃

妊娠後期に保健師と面談をします。
妊娠中や産後の不安・困りごとに合わせた支援につなげるため、アンケートをもとにお話を伺います。出産後の届出に必要な書類もお渡しします。
こども家庭センターからアンケートと面談予約方法の案内を送付します。

出産に向けて何を準備すればいいの？

出産後

出産後、保健師と面談をします。
子育てガイドを用いて、健診や予防接種、子育てに関する相談先などについてお伝えします。
出生届出時に、面談予約方法の案内をお渡しします。



体重が増えて
いるか心配…

子どもとのかかわり
方がわからない…

妊婦のための支援給付

妊婦のための支援給付 (1回目)

〈支給対象者〉
妊婦給付認定を受けた方
〈支給額〉
妊娠1回につき5万円
〈申請方法〉
妊娠届出時の面談の際に申請書を提出
〈申請期限〉
医療機関で胎児心拍が確認された日
(受診日)から2年

妊婦のための支援給付 (2回目)

〈支給対象者〉
妊婦給付認定を受けた方
〈支給額〉
妊娠したこどもの人数1人につき5万円
〈申請方法〉
出産后面談の際に
申請書(胎児の数の届出)を提出
〈申請期限〉
出産予定日の8週間前から2年

申請の手続きには、
・請求者(妊婦)本人の
マイナンバーカード
・請求者(妊婦)名義の
金融機関口座が確認
できるもの
をお持ちください。

※令和7年4月以降に、流産、死産等をした場合も給付(1回目、2回目)の対象となります。

詳しくは下記までお問合せください。

〈問い合わせ先〉

こども家庭センター(スマイルキッズ内) 0836-82-2526 くし山1丁目4-3

休館日: 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

